

放課後児童健全育成事業（学童保育）の概要について

1. 事業概要

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業。

2. 事業の対象者

小学校1年生～6年生

3. 東久留米市学童保育所の概要

学童保育所は市内に20ヶ所ある。また、平成29年10月現在、小学校6地区（第五小地区、第六小地区、第九小地区、小山小地区、神宝小地区、南町小地区）で小学校施設（放課後に学童保育所として活用できる特別教室等）を借用し、学童保育所の所舎と特別教室等の両方で本事業を実施している。なお、学童保育所の詳細については下記の「【表1】東久留米市学童保育所の詳細について」を参照。

【表1】東久留米市学童保育所の詳細について

小学校地区	学童保育所名	所在地	受け入れ児童数 単位（人）	
			定員（所舎）	特別教室等
第一小地区	前沢第一学童保育所	小学校敷地内	70	—
	前沢第二学童保育所	小学校敷地内	30	
第二小地区	新川第一学童保育所	小学校敷地内	60	—
	新川第二学童保育所	小学校敷地内	60	
第三小地区	中央第一学童保育所	小学校敷地外（隣接）	50	—
	中央第二学童保育所	小学校敷地外（隣接）	50	
第五小地区	南沢第一学童保育所	小学校敷地内	70	30
	南沢第二学童保育所	小学校敷地内	30	
第六小地区	金山学童保育所	小学校敷地内	60	30
第七小地区	滝山第一学童保育所	小学校敷地内	70	—
	滝山第二学童保育所	小学校敷地内	40	
第九小地区	くぬぎ第一学童保育所	小学校敷地内	45	30
	くぬぎ第二学童保育所	小学校敷地内	45	
第十小地区	柳窪第一学童保育所	小学校敷地内	50	—
	柳窪第二学童保育所	小学校敷地内	30	
小山小地区	小山学童保育所	小学校敷地内	60	30
神宝小地区	神宝学童保育所	小学校敷地内	45	30
南町小地区	南町学童保育所	小学校敷地内	70	30
本村小地区	本村学童保育所	小学校敷地外	60	—
下里小地区	下里学童保育所	小学校敷地内	45	—

4. 職員配置

受け入れ児童15人に対し、下記の資格を有する者（嘱託員）を1名配置している。

◎東久留米市放課後児童育成事業（学童保育）における有資格者（嘱託員）

- ①保育士の資格を有する者
- ②学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ③一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生一級指導員又は児童厚生二級指導員の資格を有する者

5. 弾力化による受入

利用者1人につきおおむね1.65平方メートル以上は確保した上での弾力化による受入を行っている。ただし、弾力化による受入は定員の110%までとしている。